

## 第13号議案

### 令和6年度南魚沼市下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和6年度南魚沼市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	19,500 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	5,654,000 m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 有 収 水 量	15,492 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	656,171 千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため企業債（資本費平準化債（未利用施設の支払利息））53,200千円を借り入れる。

#### 収 入

第1款 下水道事業収益	3,115,315 千円
第1項 営業収益	1,111,484 千円
第2項 営業外収益	2,003,829 千円
第3項 特別利益	2 千円

#### 支 出

第1款 下水道事業費用	3,060,568 千円
第1項 営業費用	2,786,517 千円
第2項 営業外費用	263,308 千円
第3項 特別損失	743 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額881,123千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,149,548 千円
第1項 企業債	1,545,500 千円
第2項 他会計出資金	280,884 千円
第3項 補償金	52,406 千円
第4項 他会計補助金	171,857 千円
第5項 補助金	78,781 千円
第6項 受益者負担金及び分担金	20,120 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,030,671 千円
第1項 建設改良費	656,171 千円
第2項 企業債償還金	2,369,500 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	413,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み40年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
資本費平準化債	792,900			
借換債	339,000			
未利用利子	53,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 81,941 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、923,660千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち45,572千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 45,573 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,109千円と定める。

令和6年3月4日提出

南魚沼市長 林 茂 男